

## 農地法第4条転用届出（市街化区域内）

「市街化区域内の自己所有農地を農地以外に転用する場合」

（R6.4.17）

{ 添 付 書 類 }

- |                      |        |        |
|----------------------|--------|--------|
| 1. 届 出 書             | （様式あり） | （ 1 部） |
| 2. 土地登記事項証明書（全部証明）   |        | （ 1 部） |
| 3. 公図の写し             |        | （ 1 部） |
| 4. 申請地の位置図「付近見取図」    |        | （ 1 部） |
| 5. 土地利用計画図（排水計画・擁壁等） |        | （ 1 部） |
| 6. 農業委員会宛の誓約書        | （様式あり） | （ 1 部） |
| 7. 連絡先一覧             | （様式あり） | （ 1 部） |

※代理人が手続する場合は、委任状

（任意様式） （ 1 部）

※土地登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合は

経過がわかる住民票・戸籍の附票等 （ 1 部）

※近隣の水利に影響を及ぼす場合は、地元水利組合の承諾書

（様式あり） （ 1 部）

※隣接に農地がある場合は、隣接農地所有者・耕作者の承諾書

（様式あり） （ 1 部）

※既に農地以外に転用している場合は、始末書

（任意様式） （ 1 部）

※申請地を一時的に転用した後、再び農地として使用する場合は

一時転用計画書 （ 1 部）

※小作地である場合は、農地法第18条第6項の合意解約を先に行うこと。

※盛土を伴う場合は、盛土規制法の対象となり、堆積面積によっては大阪府への届出が必要となります。

問合せ先：大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課（森林区域を含まない場合）